

## 役員等の報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜木会（以下「当法人」という。）定款第8条、第

21条及び社会福祉法人桜木会評議員選任・解任委員会運営規則第5条の規定に基づき、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償に関する必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

2 報酬とは、職務遂行の対価として受け取るものである。

3 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

### (役員等の報酬)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、別表1のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

### (報酬等の支給)

第4条 役員等に対する報酬は、理事会及び評議員会などの法人・施設運営の業務にあたった都度支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用)

第5条 役員等が業務を行うため旅行した場合は、費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、桜木会旅費規程に準じて支給することができる。

3 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### 附則

この規程は、平成29年6月7日から施行する。

この規程は、一部改正 令和3年6月25日から施行する。

## 別表1（報酬）

### （1）理事

	報酬日額
理事会等会議への出席	6,680円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,680円

### （2）監事

	報酬日額
幹事監査等への出席	6,680円
理事会、評議員会等への出席	6,680円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,680円

### （3）評議員

	報酬日額
評議員会への出席	6,680円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,680円

ただし、定款に定める総額を超えることはできない。

### （4）評議員選任・解任委員

	報酬日額
評議員選任・解任委員会への出席	6,680円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,680円